資料4

新

湖西市子ども・子育て会議運営要領

制定　平成25年12月2日
一部改正　令和8年10月6日

（趣旨）

第1条　この要領は、湖西市子ども・子育て会議条例（平成25年湖西市条例第234号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、湖西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条　会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（代理人の出席等）

第3条　会長は、条例第2条第2項第1号及び第6号を除く委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2　前項の代理人は、会議の議事に参与し、意見を述べることができる。

3　欠席する委員は、書面で他の委員に意見表明を委任することができるものとする。

（意見聴取）

第4条　会長は、会議として委員の意見の聴取が必要な場合は、条例第5条の規定によらず、書面等により委員に意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条　会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1)　湖西市情報公開条例（平成12年湖西市条例第37号）第5条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2)　会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第6条　会議の傍聴をしようとする者は、自己の居住地区又は所属等及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2　傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1)　会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　発言や騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。

(3)　その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

3　傍聴者は会長の許可なく、写真等を撮影し、又は録音してはならない。

4　会長は、傍聴者が前項の規定に違反していると認めた場合は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

（会議録）

第7条　会議を開いたときは、その概要について、会議録を定めなくてはならない。

2　会議録は原則として公開とする。ただし、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに第5条第1項ただし書きに該当する事項を除く。

附　則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。

附　則

この要領は、公布の日から施行し、令和7年度から適用する。

湖西市子ども・子育て会議傍聴人受付簿

開催日　　年　　月　　日
場　所

整理番号	氏　名	居住地区又は所属等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

改正箇所解説

湖西市子ども・子育て会議運営要領

（趣旨）

第1条　この要領は、湖西市子ども・子育て会議条例（平成25年湖西市条例第234号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、湖西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条　会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（代理人の出席等）

第3条　会長は、条例第2条第2項第1号及び第6号を除く委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2　前項の代理人は、会議の議事に参与し、意見を述べることができる。

3　欠席する委員は、書面で他の委員に意見表明を委任することができるものとする。

「条例第2条第2項第1号及び第6号を除く委員」とは、
(2) 事業主を代表する者
(3) 労働者を代表する者
(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

■これらの委員が出席できない場合は、代理人の出席を認めることができるとする規定。

■代理人は、会議で意見を述べる事ができ、欠席議員は代理人に意見表明の委任もできる。

（意見聴取）

第4条　会長は、会議として委員の意見の聴取が必要な場合は、条例第5条の規定によらず、書面等により委員に意見を聴くことができる。

■他の法令等の規定により、子ども・子育て会議の「意見聴取」が必要となる場合は、条例第5条の規定（会議開催の定足数や可否同数の場合の議決方法等の規定）は適用されることはなく、書面によって意見聴取できる旨を定めた条項を追加。

■第4条として「意見聴取」に関する条項を新たに追加したことにより旧第4条～第6条を第5条～第7条に繰り下げ。

（会議の公開）

第5条　会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1)　湖西市情報公開条例（平成12年湖西市条例第37号）第5条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2)　会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）
第6条　会議の傍聴をしようとする者は、自己の居住地区又は所属等及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

■個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿への「住所」の記入を取りやめて「居住地区又は所属等」を記入してもらうものとした。

2　傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
(1)　会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2)　発言や騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
(3)　その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。
3　傍聴者は会長の許可なく、写真等を撮影し、又は録音してはならない。
4　会長は、傍聴者が前項の規定に違反していると認めた場合は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

（会議録）
第7条　会議を開いたときは、その概要について、会議録を定めなくてはならない。
2　会議録は原則として公開とする。ただし、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに第5条第1項ただし書きに該当する事項を除く。

附　則
この要領は、公布の日から施行し、令和7年度から適用する。

湖西市子ども・子育て会議傍聴人受付簿

開催日　　年　　月　　日
場　所

整理番号	氏　名	居住地区又は所属等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

湖西市子ども・子育て会議運営要領

旧（参考）

制定　平成25年12月2日

（趣旨）

第1条　この要領は、湖西市子ども・子育て会議条例（平成25年湖西市条例第234号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、湖西市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条　会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（代理人の出席等）

第3条　会長は、条例第２条第１項及び第６項を除く委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2　代理人は、会議の議事に参与し、意見を述べることができる。

3　欠席議員は、書面で他の委員に意見表明を委任することができるものとする。

（会議の公開）

第4条　会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1)　湖西市情報公開条例（平成12年条例第37号）第５条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2)　会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合、その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第5条　会議の傍聴をしようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2　傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1)　会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　発言や騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。

(3)　その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

3　傍聴者は会長の許可なく、写真等を撮影し、又は録音してはならない。

4　会長は、傍聴者が前項の規定に違反していると認めた場合は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

（会議録）

第6条　会議を開いたときは、その概要について、会議録を定めなくてはならない。

2　会議録は原則として公開とする。ただし、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに第４条第１項ただし書きに該当する事項を除く。

附　則

この要領は、平成25年12月2日から施行する。

湖西市子ども・子育て会議傍聴人受付簿

開催日　　年　　月　　日
場　所

整理番号	氏　名	住　所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		